

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

10

JAPAN

Tajima

事
情
明
治
太
平
記
十一編
下

14
2504
26-22



門へ遠 14
2504
26-22

官許明治太平記全

村井靜馬編輯
鮮齋、永濯畫

東京書林 延壽堂發兌

明治太平記十一編卷之二

東京

村井靜馬著

儲も支那ふ一大事の再び起りたると言ふ原由
尋ねふ今と去る支三稔程前支那と魯西亞の
境ある「キアチタ」と言ふ地方より北京の都まで電
信機と架ん支と則ち魯國の政府より支那の
政府は懇望ゆき固より支那と魯西亞との隣國
ヨーロッパ土地も續き國境とともに色々ふ入交りする處

外國殊々北京へ支那國よりも最も北に當り
方より魯西亞より近き所あり當今魯國の勢ひ強
く各國怕る爲め支那吏人今魯西亞より支那國內
へ電信を架すとて支那の内情乍ちふ魯國へ洩
る吏り又奈何大害と釀せ事もやむ
と甚ざ危がむ所ゆきバ支那政府は肯つぞ然
是ども魯國ゆくも尚隣國の至情と述く再び
求め及び一とて支那ゆくも謂き謝絶ふく

所やりん我う帝國の内より於この電信線を架
く吏と曾く外國へ許せば倘ま他国へ
此吏と許可する吏のりん時より貴國へも又必ず
望みの如くまじーと確く約定と為る一
魯國ふ於こへ此時より思ひ設く所やりん
輒くあまし領承一とく又再び促せば折しも有
らむと覗ひ居たるよ今年既に日本軍兵臺
湾より小及び電信線のりんざる時を至

急々軍事の駆引と做さん支の不便利うれば嚮
よ魯國と約定と致せ一隻へ忘れや為りん丁林國の
管下ある傳信會社と約とうて福州と廈門の間よ
猛可よ傳信機と架渡さんと既よその杭城建て線
張りうんと為なると見豫く是等の趣きを探索し
て居たう一更ゆく時とそ来つと魯西亞より支那
の政府よ此事と演へ前の約束の如くせんと請求
むちふ肝と潰して這を一大事よ及びたりと大臣

以下の諸官員も面色土の如くよううと又計策の
虫よ張知らざるとして魯國の需めふ應ト彼地へ
電線と渡まんと容易よざる國害み至るへ
きの怕れやとべ終よ一ツの謙謀と施し這回電
信機を設け一福州知事が私ノよ約一たる
吏ス一政府の曾て知らざる義うと手強く
返答を為なれども此儘置けば虚妄が顯る
難題と言掛けまんと急ぎ福州へ使張走せ



箇様々々の事故ありとば至急電信機の普請
を止むべき趣旨嚴しく命令下せ。又福
州の知事より之へ嚮よ政府の指揮ふ依り
電信會社と固く約し。斯迄事務運をせしを
今更止ん更に甚だ回き事と思へど、全く
遅々あびきみづれしるべ頗る附屬の官吏とりて
電信會社と説諭させ先日渠等ふ遣へ。置
たる免許狀と取戻し。一旦許せし誤りを

若干の金と出一々贖ひ趣旨談判み及ぶと
雖も會社とく肯む。僕等貴國と事と約はしも
私一ふせ一更あらねば我ガ本國丁抹の政府へ
此旨進達し。其裁判み隨へんと返答み及び
一々知事より甚ざ處置ふ困り是等の次
第と北京ふも通ド尚も會社の長なる者ふも
種々懇談ふかよ。うち魯西亞ふとヘ支那國ふと
併くあるべーと察せし。又疾くも使と丁抹

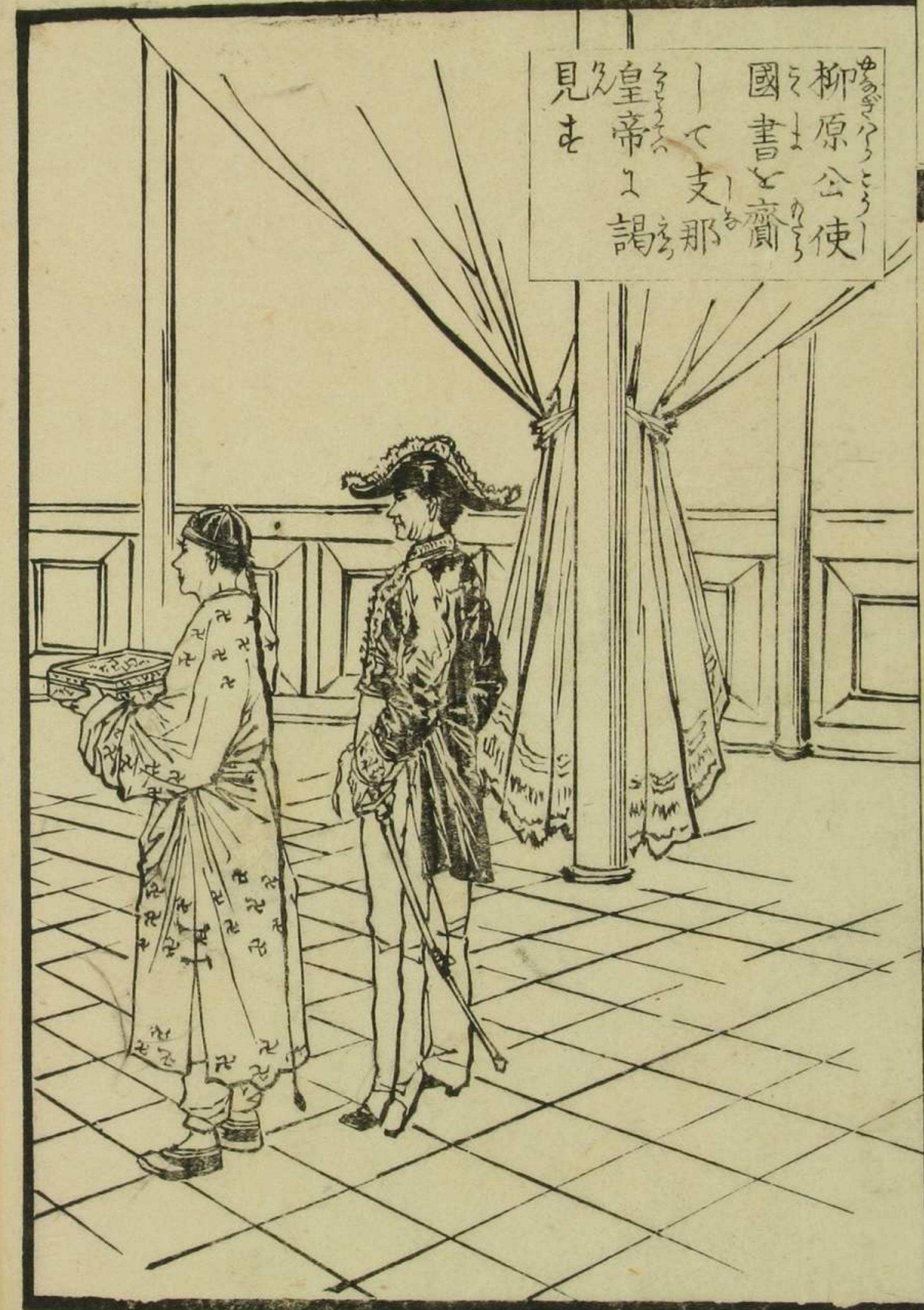
遣りて支那より電信機の貿易を違約の談判を
せばとて必ず許容をうながす旨意一送り一更ある
故丁抹の政府ゆく件の電信會社より裁判の義を
願ふに及びて却つて支那の政府ふ逼り違約の旨と
責問るせば魚目混りも支那人の胡乱の返答をうる
該使者を送りて詰らんと且歐洲の國々へも此赴きと
觸示して俱ふ事と計らんとする風聞最も隠しあり
とび遠うばつて支那にて彼臺灣の事件より一層増

たる大騒動の興るべきの勢ひわざとぞ奈何されば
支那國へ國も大きく人も多く殊更李鴻章の如き有名の官人らにて事を過つべきふらはせ斯く不躰裁の
舉止なると歎べきの甚ざーにあり這へ外邦の事件ふ
しと武が関係ある所ふらねど因ふあとと記せり
余べま、柳原公使の臺灣の一舉みつたその事も首
尾よく果て後更ふ十一月廿九日支那皇帝よ謁せんと從
者と引俱一車ふ乗トて王室ふ到るを總理大臣れと

迎へる時應宮と言へるふ誘ひ爰ゆく姑く憩休の間種々の料理と差出せり饗一最も慇懃あり公使と引導ひ帝座の前ふ至るふぞ公使即ち頌詞を述べ辞終りく携勢へ來り一國書と出一く呈ずれバ清帝ふも又我之皇帝の安否と問せらるゝどの一條の勅語やうく則ち國書と收められ公使の禮と厚うじて稍其席と退き夫より總理衙門は至れば這所ゆくも又饗應焉ス此次の日柳原氏より支那政府の諸大臣及び各国の

公使等ふ辭別と告ぐ遂み北京を發途せりと左右一々横濱よ着港よ及ぶれりべ朝廷乃ち大隈參議擧本式部權助にて公使の着岸と迎へ一む是ふ於て柳原氏の參議等と侶俱ふ蒸氣車みうち乗らじく程ゆく皇居ふ至らるれば天顏殊よりるべくあて玉座間近く召せりと其勞と慰一功と賞も最懇き勅語り公使へ天恩瞻み銘ト有難き旨御受りて我が邸宅みぞ飯らきる實み臺清の一舉なる容易きざる大事件ニ

柳原公使
國書と齋
にて支那
皇帝と謁
見ま



斯く速く結局か及ばずと見へざりしよ是偏より久保大臣柳原公使西郷都督とナドモトと隨従の諸官員海陸両軍の將士等が海外に在りて勞苦を屈すき機よ臨み變み應トありく善く其職務致盡せし忠肝義膽を依る所ナリて又是皇威の異邦ナリて震ひ輝く故ナリベ一斯の如くみ事治まるうち明治七年もつゝ暮て長閑き年を迎ゆ程ハ皇國をまほく穏うとして諸民開化を進み行く最も芽出度

御世ナリふ今稔九月の中浣ニ至り又朝鮮の事起ヨリ开ヒ麼ナリ尋ねラム抑朝鮮と言へる國ハ則ち支那の東方小當りと紀元最も古き國ナリ往古ト君とりふ者も多く道も教へもあり一ノ神人ナリ太白山と言ふ山ナリ檀木の下ニ降り立つ国人立く君と云々其檀木の下ニ降り立つ頃て檀君と称セラとぞ檀君爰み王ナリ及び國の名を朝鮮と号一平壤ト云ふ所よ都セラ時小唐堯二十五年と云

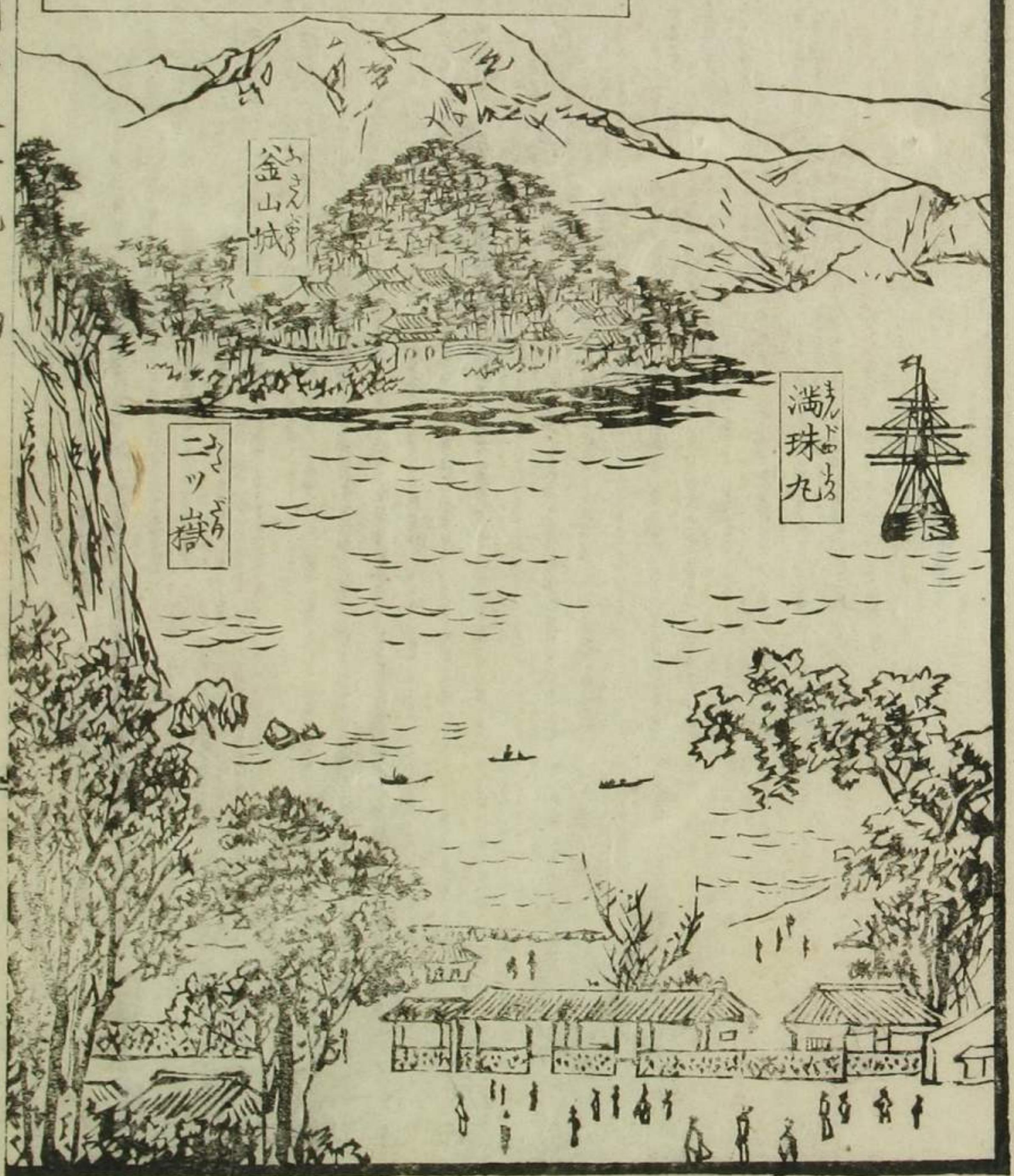
是より千百十二年と経て周の武王元年より箕子と朝鮮
を封す箕子の後孫國と保つ事四十一代漢の惠帝元
年よりく其国乱て三韓とある所謂馬韓辰韓辨韓
是より此三韓の何とも一人の王よりく三王並び立つ
勢ひり是より一度朝鮮と名稱止み無て
在る事八十余年漢の武帝元封三年より漢兵の為よ
逼らと遂に三漢共に滅び漢帝より四郡成立つ
則ち樂浪今の平壤臨邑今の江陵玄菟今の咸鏡北道真番以北是より

後二十七年と經て漢の昭帝始元五年より四郡改
められ二府とせり則ち玄菟真番の二郡を合せて平
易都督府とし樂浪臨邑の二郡を合せて東府都督
府とし昭帝より二府を置てより四十六年の後より高
勾麗の始祖朱蒙とつて入兵と起て漢兵と追ひ退け
件の二府と攻取り一ふ是より又三國とある三國より
新羅高勾麗百濟是より斯くて三國鼎足の勢ひる
國と保つ夷猶久し此年歴不同りて詳り然るふ秦國の臣

ふーと王建と言へる人後梁の均王の貞明四年此国を襲ふて攻平らげ彼三國と一緒に自う王とあるお及びく松岳とりよ地は都一山高水麗の義と取りて國の号と高麗と称せり斯く王建より三十二世恭讓王と喚き其性暴惡不道よりか剥へ支那み背きて無謀の兵と起さんとせり時み咸鏡道咸興の人ふと李成珪と言へるやう武德識量衆々秀で其頃既又大將軍たり因て屢恭讓王の暴道を諫むとども毫

をうちもと見て俄聽ひ日み乱行の募る俄りと国民舉りく王と悪と渠が始祖王建へ是秦國の亡臣ありとて遂み恭讓王と江華嶋み遷り群臣李成珪が徳と慕ふく推てあらじ俄王とぞ成珪位ふ即くふ至りく復國号と朝鮮と改む今之朝鮮則ち是うり時み明の洪武廿五年とぞ始り檀君が此國み君たり一とう今之朝鮮の太祖成珪元年迄共み三千七百廿五年とぞ此年歴の間或ひ日本ふ服する時り或ひ支那より屬する時

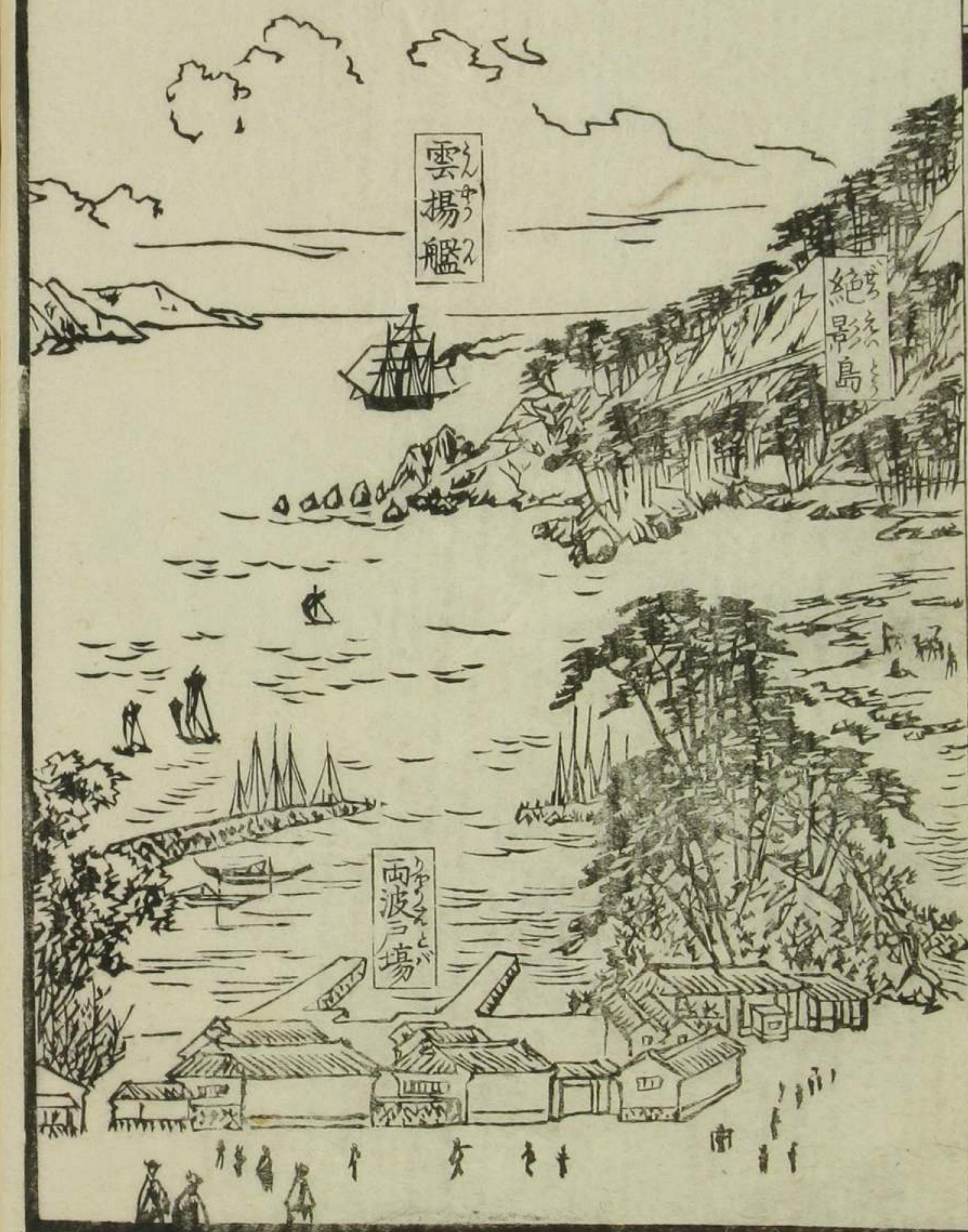
圖ズ又 金朝設本雲揚
入山鮮邦と船
3 湾國と



雲揚
船

絶影島

兩波ラ場



り又或ひ支那の為よ地と奪れ一更もゆう時と
あくへ之ふ背きて獨立せし更もゆう彼李成珪が
王よりよう盟ツく明國の臣たるんと請うり介べ清の
代よ至りても貢と捧げ謚と受け即位と許されなどある
程よ年號曆の如きふ於そを渠より總く奉け用ひ
然れども衣服と頭髮の明朝の制度と守りて國体
と變る更の國と俱ふ為さんと言ふとぞ又成珪の
撃死り西支那との禮と失ひ東日本との信義失ひ

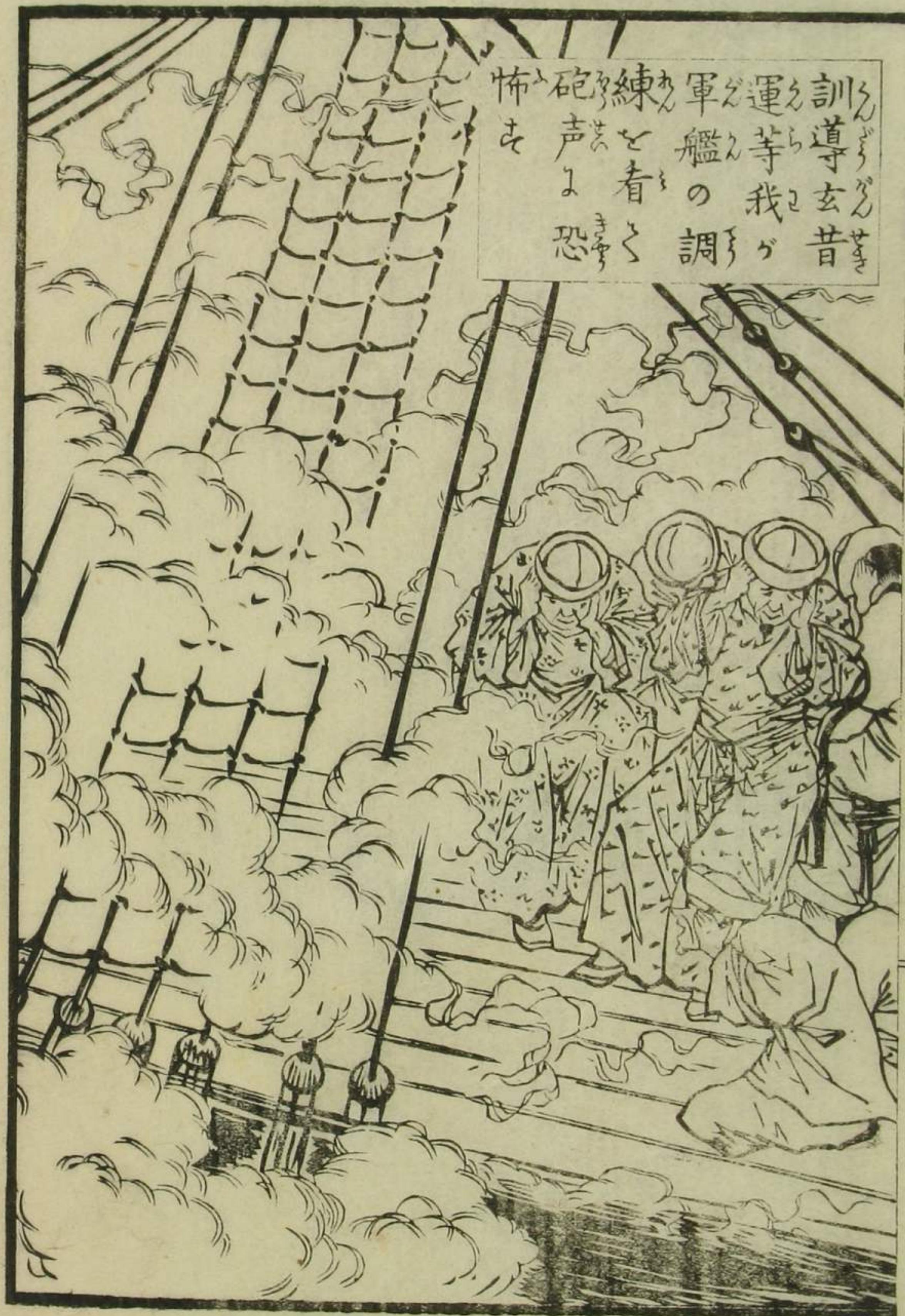
かんべ我の國体を損する更の李氏成珪の姓ハ萬代
國と保つべーとあり然るふ去る文祿元年秀吉兵
朝鮮ふ向け八道と蹂躪王城を抜き王子を虜
み一既ふ功成秀吉薨せられみ
依り朝鮮の兵とがふ及べり懇て徳川氏のとふよ
至り無事と専らふるさん万般渠と説諭せし
うが再び隣交の好を結び頗る信を表すそれど裡
より讐言を含めつとを只夫のよゆうを朝鮮

基偏固の國より祖先以来の弊風を守り事務
改正するを好む然る故に維新の後驟く聖諭
を賜ふと雖も渠舊式は異らず議論トすることを
納思するのみあらず禮と戒が朝み失まつ更又
舉々教ふべからば是ふ於て本邦の壯士等頗りふ
渠が不禮と怒りと征幹論張する者往々
是れ勘うる様ど朝廷此議と採給へぞ理事官
森山茂が彼國に遣へられ諭一と以て両国の

交誼と全うせんと爲らる談判いまと整ハざるみ
又測らざる更起是る今稔八年五月雲揚丸と言へる
軍艦我が對馬より朝鮮國の海路と研究をきの旨
朝命を奉たまつ其月十日品川を發一路そぞ
所々の港よ立寄り廿二日又對馬の國嚴原よ着岸
廿四日又同所と出そ翌日既に朝鮮國釜山湾より
草凧我が公館の沖よ錨を投せし恁く湾中の景況と
見きふる風景最も好く所々よ夥多の小島うち中

みも絶影島と言へるゝ島の形大りふゝく山の高さ
三百尺許り此島よ一社あり俚俗称へる朝比奈の社
とりく其他人家へ甚ざ尠く茲ふ多くの馬と牧へる
因く一名牧の島とも言ふとぞ金山城ハ北よりく
小高き山の中央よ在り哉公館ハ海岸を去る事僅う
ふゝく又是小高き所あり這所より理事官森山少丞
其他の官員在勤ゝこ屋の棟多く立並び一中より
日章の旗翻り尚濱手より番所より上下二ヶ所の

波戸場と設けく和船數艘と茲よ繫ぎ公館附属よ
備へ置く蒸氣滿珠丸とくの船へ沖の方よ碇泊せり
儲き件の雲揚艦ハ此沖よ滯留する更にまづ幾
許もゆゞるみ六月十二日よりて第二の軍艦丁卯
丸測量の命と奉ド又此灣よ乗入りたり時よ朝鮮
人豫て我ガ軍艦舷縦覽か一たん望みゆく然るふ
二艘の軍艦の入湾する事ある故則ち来艦する



軍令の旨案内と及び一ヶ次の日訓導玄昔運ハ
次官の面々及び兵隊數十名と率へ端船より衆り
マ雲揚艦又来るみぞ朝鮮うくも訓導ハ三位の
位より支々艦長自ら出迎ひ互ひふ一禮終りと
後一室より誘ひて茶碗出一菓子を勧めと姑く
茲より饗食一たるゝ頃に甲板の上より伴ひ大砲その
餘の器械など皆夫々見せたる後尚戦争の調練と
見べきの旨と示して第二の軍艦丁卯丸へも乍ち

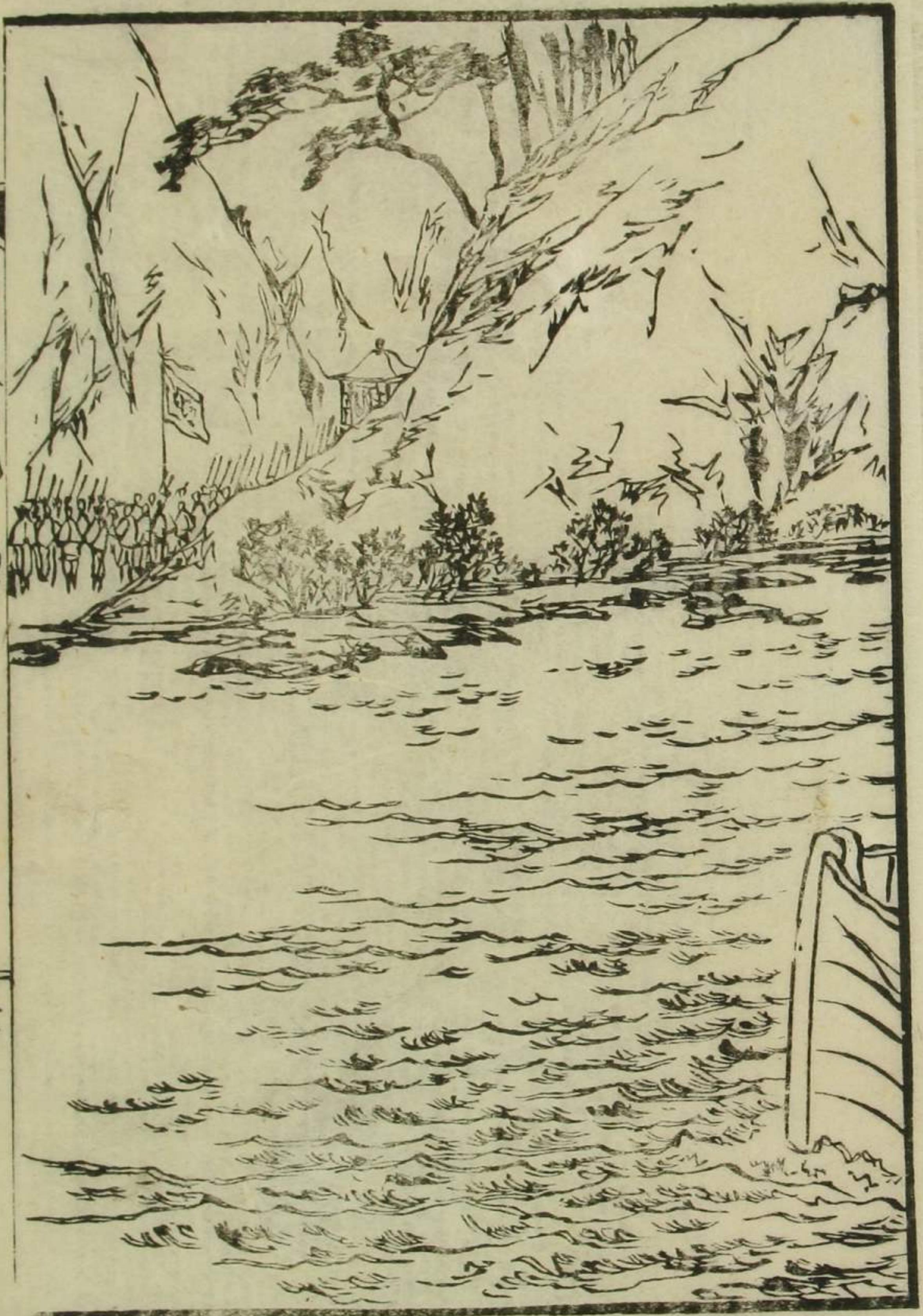
暗號は及びたり訓導より何とやう迷惑らー左
体より一うど遁がふ辭む支々得が餘義々く見
物をせうち猛可よ喇叭と吹き立るや否や數多の
兵士等忽然と甲板の上み顕され出彼艦長の指揮
隨ひ直ちに數門の大砲と放くべ砲声四方ふ響き渡
まく之づ為よ山も動き海も湧うと思われう時は
第二で卯鑑よりもとをよ應じて発砲せうべ二艦の
砲烟天と覆ひ宛然百千の大雷の一時よ落るをうき

あぞ訓導及び次官の面々をその他兵卒等は至るまで此
砲声よ驚き怕りて手とりて耳と覆ひ面色土の
如くふ変トシ戰へ顛き居たり一ヶ漸次み烈しく
勢ひふ訓導の者堪りかねん傍ふねへ日本通詞
の袖と頬りふ引動うそく退艦ゆく者と謂ふあぞ
通詞ハ渠等が恐怖の躰且つ退艦と望むよと箇
様々々と艦長よ告げ此時調練央ヨ至らす是より
互ひふ激戦よ及ぶべきの所をとどけるも渠等が怕くと
せらふど號令規則より度不愜ひく目と駭毛立つるを

推て為んも憫然みおり止発の喇叭と吹きあむとば
此船も丁卯鑑も乍ち發砲と止りたり是があのと訓導
等ハ耳と覆ひ一 手と離一始めて蘇生一たるが如く
此時まと艦長が火災の調練と見せんと乍ち早鐘張
打鳴せば兵士等或ひ防火隊とあり或ひ唧筒隊とみ
ゆく前部後部は走り唧筒隊の唧筒ゆて海水を
揚る事甲板より數十尺防火隊へ此水を消防と做
せらふど號令規則より度不愜ひく目と駭毛立つるを

一ヶ暫時えんじ事果ことあつ訓導等くんどう此調練ちゅうりん終おひ至いた見み否いは艦長かんちやう暇ひま告ご雲揚うんよう船ふな退しりぞ一いつ卯う鑑かん縦覽よのうらんき嚮むこう約定やくていセせ支し人じん訓導等くんどう止とど得とれ又また其船そのふな至いためめ丁卯とうう丸まる艦長かんちやう迎むか室しつ誘さそもとされど又大砲だいぱう放なげちちんと甚ひな怕ひる心こころ固たがく辭ことわ室しつ入い怖ふ々ふふ甲板こうばん上う些すこをうう看步行かんぶぎ短たんく口くち誼ゆ逃の如ごく退しりぞたうとと奈な何なんされ玄げん昔きよ運うん其その身み訓導くんどう兩國りょうこく交界こうかいととも扱あつふ

僕わたくし職務しょくむありふ僅わずか數發すうはつ砲声ほうせい駭おどろき自己じをを非常ひふう護まり引ひき俱とも來き兵卒ひょうそく等などおのく係くわ舉おこ止とど評ひ尚まことに辭ことわ余よべき雲揚うんよう船ふな姑おく金山きんざん湾わん碇泊ていぱくセせ一いつ同月どうげつ十九じゅう日にち此地しえ發は東海岸とうがんかい北きた小方こが咸鏡道けんけいどう方かた廻まわ左右うしやう廿七じゅうしち慶けい尚道じょうどう内うち日ひ艦中かんちゆう士官しがん三名さんめい端船ばんぱん乗のり此海このうみ岸がん上陸じょうりく几程いくとき當あ當とう忽然ふとん鉦鼓ばいこ烈れつ



とく鳴渡り數百の韓兵寄せ來り。一ヶ中も首將と思ひ
きが身ふ薄赤色の服を着て揚輿みふん打乗りたる
其状頗る尊大ふ權を示せる如くうち近寄る。専ふ我
士官等と甚ざ怪しむ氣色あり必竟件の韓兵等が士
官ふ對へど何とうまち開へ次の編み記載あると
見て知るべし

明治太平記十一編卷之二終

版權免許明治九年二月廿四日

第六大區八小區

本所外手町上人番地

著者 村井靜馬

第一大區六小區

日本橋通二丁目四番地

東京 版主 小林鉄次郎藏
書肆

